

参考資料

農地法第3条申請に必要な書類と移動制限の基準について

- 1、農地法第3条の規定による許可申請書（様式第1号の1） 1部

但し、譲受人(借人)が福岡県外は、農業委員会事務局に相談願います。

- 2、農地法第3条の規定による許可申請書（別添） 1部

- 3、添付書類

ア、申請土地の登記事項証明書(全部事項証明又は現在事項証明) 1部

イ、譲受人の住民票(住所地の戸籍係) 1部

ウ、譲受人が法人の場合については、農地所有適格法人の資格証明できる資料 1部

エ、譲受人が町外に耕作している場合については、耕作地の農業委員会の耕作証明 1通

オ、委任状(本人以外の者が申請等を行う場合必要となります)

カ、新規就農の場合は営農計画書

キ、賃貸借契約は、契約書の写

ク、その他(必要に応じ資料等の作成及び提出を求めます。)

4. 農地の権利移動制限の主な基準について

【農地法3条の許可ができない場合】

- ① 不耕作目的

ア、すぐには耕作しないで、例えば将来退職後に耕作することを見込んで取得する場合。

イ、取得後、すぐに宅地等に転用するために申請する場合など

(イの目的の場合は、農地法第5条で申請して下さい。)

- ② 常時従事しない場合

自ら農作業に従事しないで、別の農家に農作業を任せることを前提に取得する場合など

- ③ 下限面積(取得予定農地を含め5,000㎡未満)

非農家が自家用野菜等を生産するために、小面積の農地を取得する場合など

- ④ 効率的利用をしない場合

住所地から取得しようとする農地までの距離が、その農地を有効的に利用できないほど遠い場合など

- 5 問合せ先

〒824-0892 京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町農業委員会事務局

電話 0930-32-2512

FAX 0930-32-4563

※ 毎月25日が申請書提出締切日(ただし25日が閉庁日の場合は、その前日が締切日)となります